

SARTRAS からのお知らせ



授業目的公衆送信補償金制度のご利用について

2021年度は、多くの教育機関の皆様には授業目的公衆送信補償金制度をご利用いただきました。
また、教育機関設置者の皆様には制度利用のための登録・申請のお手続きをいただき、ありがとうございました。
本制度の申請手続きは年度毎に必要となりますので、2022年度につきましてもよろしくお願い申し上げます。

登録・申請状況 (2022年3月31日現在) 2,800設置者、31,713教育機関が申請済

登録設置者件数	
国立	95
公立	1,360
私立	1,237
その他	108
合計	2,800

※教育機関設置者及び教育機関名をSARTRAS
WEBサイトで公表中

教育機関種別	申請件数(a)	文科省学校コード総数 (b)	申請率(a/b) %
幼稚園	406	9,706	4.2
幼保連携型認定こども園	49	6,287	0.8
小学校	15,495	19,569	79.2
中学校	7,883	10,161	77.6
義務教育学校	123	151	81.5
高等学校	4,073	5,010	81.3
中等教育学校	45	57	78.9
特別支援学校	874	3,143	27.8
高等専門学校	57	57	100.0
大学(短大以外)	716	811	88.3
大学(短大)	234	326	71.8
専修学校	1,099	1,166	94.3
各種学校	51	1,108	4.6
合 計	31,105	57,552	54.0

※本表は全申請教育機関(31,713)のうち文科省学校コードが付与された教育機関を種別毎に抜粋したもの

2022年度 授業目的公衆送信補償金制度の申請について

申請手続き

SARTRASのWEBサイト上にある補償金等登録・申請システム(TSUCAO:つかお)から設置者による申請をお願いします。
申請者数などの必要情報を入力いただくと、補償金の見積書、請求書がTSUCAOからダウンロードできます。
<https://sartras.or.jp/tsucao/>

授業目的公衆送信補償金制度について

制度の概要については、右記をご参照ください。<https://sartras.or.jp/seido/>
また、制度のご利用に際しては、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」による「改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度版)」等をご参照ください。<https://forum.sartras.or.jp/>

著作物利用の記録について

補償金は利用報告に基づき、権利者に分配されます。2022年度は既に約1,200校に利用報告の提出をお願いしております。

お問い合わせ

一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会 (SARTRAS)

TEL 03-6381-5026 <https://sartras.or.jp>

SARTRASのWEBサイト上にあるお問い合わせフォームよりお問い合わせください。



▲SARTRAS